

自力での入浴が困難、家族のサポートだけでは難しい



浴室での転倒など思わぬ事故にならないための…

訪問入浴



訪問入浴とは

介護保険や障がい者福祉の制度を使って低額な負担で入浴できるサービス

看護師1名を含めた3名の女性スタッフが自宅に訪問し、浴槽を搬入し入浴をサポート

おすすめの方

- 寝たきりのため、自力での入浴が困難
- 自宅の浴槽が狭く、家族のサポートだけでは入浴が困難
- 体調の変化が激しく、看護師のサポートのある中での入浴

所要時間

(入浴前) 20分
健康チェック・浴槽の準備・脱衣
(入浴) 20分
(入浴後) 20分
健康チェック・浴槽の片付け・着衣

負担少なく穏やかな気持ちで過ごしましょう!!



訪問入浴サービス

ご自分での入浴が困難な方に入浴の機会を提供します。

マンションやサービス付高齢者住宅等に入居している方でもご利用できます。

入浴車を駐車できることが条件にはなりますが、浴槽をお部屋に搬入でき、給水、排水ができれば、サービスを提供できます。

利用料

介護保険を利用の方

訪問入浴介護サービスの利用料を算定するための、1回あたりの単位数等は次のとおりです。

入浴の区分	全身入浴	清拭・洗髪・足浴等
単位数	1,250単位	875単位
加算	加算単位	内容
サービス提供体制強化加算	36単位/回	厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た訪問入浴事業所が、利用者に対し、訪問入浴介護を行った場合
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算※	単位数の5%	中山間地域等に居住する利用者に当該サービスを提供した場合
介護職員処遇改善加算Ⅱ※	単位数の4.2%	当該加算の算定要件を満たす場合

(注) ※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

○ 当事業所は、介護保険の定める地域区分「7級地」に該当するため、単位数に10.21円を乗じて得た金額が利用料金となります。

障がい者の方

○ 当事業所では、高松市身体障害者訪問入浴事業の委託事業も行っております。詳しくはお問い合わせください。身体障害者訪問入浴サービスの1回あたりの料金は次のとおりです。

税額等による世帯階層区分	利用料金	利用者負担額
A 生活保護法による被保護世帯	12,762円	0円
B 市民税非課税世帯	12,506円	256円
C 市民税課税世帯	12,250円	512円

高松市からの委託料に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

サービスについては、
お気軽にお問い合わせください

社会福祉法人 高松市社会福祉協議会

所在地 高松市福岡町二丁目24番10号

電話番号 087-811-5555

